

# マニフェストに関する 報告が必要です!

事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、委託内容のとおり処理が行われたことを確認しなければなりません。

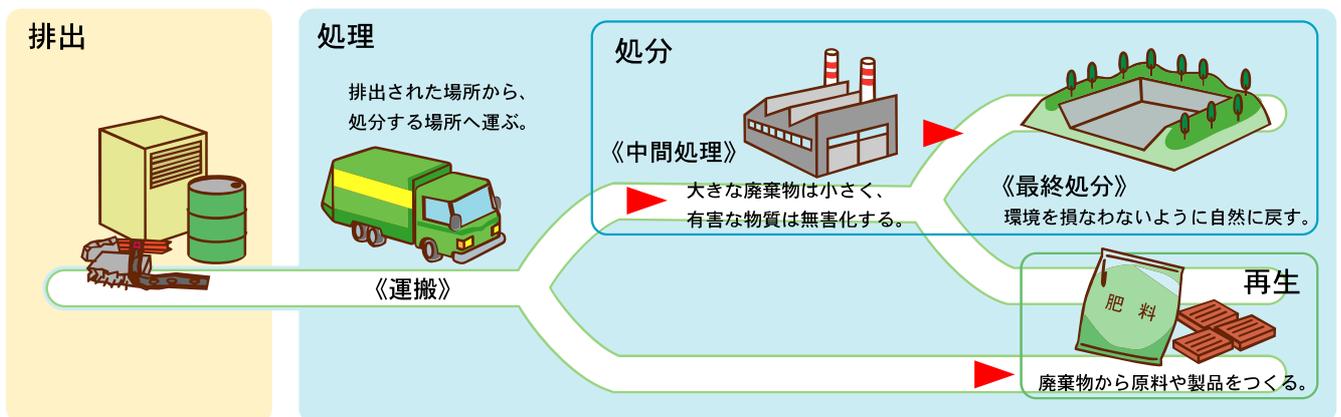
また事業者には、前年度のマニフェストの交付等の状況について都道府県知事への報告が義務付けられています。

**翌年度の報告に備えて、当該年度のマニフェストや帳簿の管理を適正に行ってください。**

## 産業廃棄物処理の流れ

産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、産業廃棄物の種類や排出状況に応じて、適正に処理できる者（許可業者等）に委託しなければなりません。

委託契約は、必ず事前に**書面**で行い、処理を確認するために産業廃棄物の受け渡し時に**マニフェスト**を交付しなければなりません。



## 産業廃棄物の種類

### ■すべての業種において産業廃棄物となるもの

- ①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず  
⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉋さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん

### ■特定の業種においてのみ産業廃棄物となるもの

- ⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず ⑯動植物性残さ ⑰動物系固形不要物 ⑱動物のふん尿  
⑲動物の死体

### ■産業廃棄物処理物

- ⑳産業廃棄物処理物 産業廃棄物を処分するために処理したもの



## マニフェストに関する報告書

事業者のみなさんは、翌年度の報告に備え、マニフェストや帳簿の整理の徹底等をお願いします。

### 報告書に関するQ&A

Q.どのような事業者が報告する必要があるの？

A. 徳島県内で産業廃棄物を排出し、マニフェストを交付したすべての事業者が、報告する必要があります。（ただし、電子マニフェストを使用した分は、報告の必要がありません。）

Q.いつからいつまでの交付状況をいつまでに報告するの？

A. 前年度4月1日から3月31日までの交付状況を集計し、当該年度4月1日から6月30日までに報告してください。

Q.報告は、毎年必要なの？

A. 毎年、報告してください。

Q.どのような様式で報告するの？

A. このパンフレットに同封してある、産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第3号）を使用してください。また、それをコピーして使用しても構いません。

様式をインターネットから入手する場合は、下記の徳島県HPを参考にしてください。

【徳島県HP】 <http://www.pref.tokushima.jp/> を開き、検索欄に「産業廃棄物管理票」又は「マニフェスト」と記入し検索してください。

Q. 報告書はどのように記載するの？

A. このパンフレットに同封してある、産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第3号）の裏面にある記載例を参考にしてください。

また、具体的な記載方法については、環境省の通知で示されています。環境省HPから入手してください。

【環境省HP】 <http://www.env.go.jp/recycle/waste/>

Q.なぜ報告をしなければならないの？

A. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されています。

・ 第12条の3第7項

管理票交付者は、環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

## Q. 報告書の提出や問合せはどこにすればいいの？

A. 次のとおりです。

### (1) 事業場の所在地が「阿南市・那賀郡・海部郡」の場合

徳島県南部総合県民局 保健福祉環境部環境担当

郵便番号 774-0011  
住 所 徳島県阿南市領家町野神319  
電 話 0884-28-9862  
ファクシミリ 0884-22-6404

### (2) 事業場の所在地が「美馬市・三好市・美馬郡・三好郡」の場合

徳島県西部総合県民局 保健福祉環境部環境担当

郵便番号 779-3602  
住 所 徳島県美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73  
電 話 0883-53-2060  
ファクシミリ 0883-53-2082

### (3) 事業場の所在地が「上記(1)及び(2)以外」の場合

徳島県危機管理環境部環境指導課 審査指導担当

郵便番号 770-8570  
住 所 徳島県徳島市万代町1丁目1  
電 話 088-621-2278  
ファクシミリ 088-621-2846

## 徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度の紹介

県では、産業廃棄物の適正処理を進めるため、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択できるよう、「徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度」を創設し、平成21年度から実施します。許可業者からの申請により、3つの認定区分で県知事が優良認定を行います。

排出事業者の皆様には、処理業者選定に際し「徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度」のご活用をお願いします。

【問合せ先】徳島県危機管理環境部環境指導課 審査指導担当

電話：088-621-2269

## 電子マニフェスト制度の紹介

電子マニフェストとは、紙マニフェストの使用に代えて、排出事業者及び処理業者が情報処理センターのコンピューターに接続し、廃棄物の委託処理の流れをコンピューターにより管理するマニフェストです。全てのマニフェストを電子マニフェストで交付している排出事業者は、報告を情報処理センターが代わりに行うため、マニフェスト交付状況の報告が不要になります。

【問合せ先】財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

電話：03-5811-8296 ホームページ：<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

記載例

産業廃棄物の種類は次から選択下さい

普通の産業廃棄物			特別管理産業廃棄物		
・燃え殻	・繊維くず	・家畜ふん尿	・引火性廃油	・廃石棉等	
・汚泥	・動植物性残さ	・家畜の死体	・引火性廃油(有害)	・指定下水汚泥	
・廃油	・ゴムくず	・ばいじん	・強酸	・鉱さい(有害)	
・廃酸	・金属くず	・13号廃棄物	・強酸(有害)	・燃え殻(有害)	
・廃アルカリ	・ガラス・コンクリート	・動物系固形不要物	・強アルカリ	・油(有害)	
・廃プラスチック類	・陶磁器くず	・建設混合廃棄物	・強アルカリ(有害)	・汚泥(有害)	
・紙くず	・鉱さい	・廃電気機械器具	・感染性産業廃棄物	・廃酸(有害)	
・木くず	・がれき類		・廃PCB等	・廃アルカリ(有害)	
			・PCB汚染物	・ばいじん(有害)	
			・PCB処理物	・13号廃棄物(有害)	

( )の記載方法は、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合

所 徳島県徳島市伊月町〇丁目〇番地  
 名 凹凸建設株式会社 代表取締役 凹凸 △□  
 ては名称及び代表者の氏名)  
 〇 8 8 - 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇

平成〇〇年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

業種は、下表の日本標準産業分類の中分類に準拠して記入下さい。

事業場の名称	〇〇病院阿南分院 建設工事現場 (又は 凹凸建設株式会社)			業種	06 総合工事業				
事業場の所在地	阿南市〇〇町〇〇番〇 (又は 徳島県内)			許可番号は、許可証等で確認下さい。 積込みと積下ろしの都道府県(政令市)の許可番号を記載。	〇〇〇				
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号 又は名称	処分受託者の氏名 又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	0.125	1	1600034567 1700034567	〇〇運輸(株)	香川県〇〇市〇〇	1640011111	(株)〇〇環境処理	香川県〇〇市〇〇
2	廃油			1700112345	〇〇運送(株)	白山市△-〇	17200		
3	がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	11	5	1700112345 6010112345 1700011123 6000011123	〇〇運送(株) 〇〇クリーン(株)	徳島市△-〇 鳴門市△-〇	1740011123	〇〇クリーン(株)	鳴門市△-〇
4	廃石棉等			1750123456 2450123456	(株)△△運輸	三重県〇〇市〇-〇	2490012345	(株)〇〇センター	三重県〇〇市〇-〇

排出量の単位は「トン」を用いて下さい。重量が不明な場合は、下表のm³とトンの換算例(参考値)を参考に換算して記載することも可能です。

石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、産業廃棄物の種類に加え、その旨を記載下さい。

中間処理委託をする場合は中間処理業者について、中間処理なく直接最終処分委託をする場合は最終処分業者について記入下さい。

運搬を区間委託した場合は2段書き下さい。

備考  
 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。  
 2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。

(注)・産業廃棄物の種類及び委託先ごとに、行を改めて記載下さい。  
 ・報告様式は、徳島県ホームページからダウンロードできます。  
 ・電子 manifests を利用した分については、記載する必要はありません。

この欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。  
 は再受託者についてすべて記入すること。  
 (日本工業規格A列4番)

排出量の単位について

排出量の単位は「トン」を用いること。具体的なトン数を記載することを基本とするが、それが困難な場合にあっては、廃棄物の種類ごとに立方メートルとトンの換算例(参考値)を下記に整理しているので、これにより換算して記載することも可能です。

産業廃棄物の体積から重量への換算係数(参考値)

産業廃棄物の種類	換算係数
1 燃え殻	1.14
2 汚泥	1.10
3 廃油	0.90
4 廃酸	1.25
5 廃アルカリ	1.13
6 廃プラスチック	0.35
7 紙くず	0.30
8 木くず	0.55
9 繊維くず	0.12
10 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
11 とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00
12 ゴムくず	0.52
13 金属くず	1.13
14 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず。	1.00
15 鉱さい	1.93
16 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
17 動物のふん尿	1.00
18 動物の死体	1.00
19 ばいじん	1.26
20 産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
21 建設混合廃棄物	0.26
22 廃電気機械器具	1.00
23 感染性産業廃棄物	0.30
24 廃石棉等	0.30

【注1】上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数(t/立米)。  
 【注2】この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。  
 【注3】特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石棉等以外については、それぞれ1-19に該当する品目の換算係数に準拠。  
 【注4】「2t車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。

日本標準産業大・中分類一覧(平成14年3月改訂)

A 農業 01 農産物 B 林業 02 林産物 C 漁業 03 漁産物 04 水産養殖業 D 鉱業 05 鉱業 E 建設業 06 総合工事業 07 職別工事業(設備工事業を除く) 08 設備工事業 F 製造業 09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く) 12 衣服・その他の繊維製品製造業 13 木材・木製品製造業(家具を除く) 14 家具・装備品製造業 15 パルプ・紙・紙加工品製造業 16 印刷・同関連業 17 化学工業 18 石油製品・石炭製品製造業 19 プラスチック製品製造業(別掲を除く) 20 ゴム製品製造業 21 なめし革・同製品・毛皮製造業 22 窯業・土石製品製造業 23 鉄鋼業 24 非鉄金属製造業 25 金属製品製造業 26 一般機械器具製造業 27 電気機械器具製造業 28 情報通信機械器具製造業 29 電子部品・デバイス製造業 30 輸送用機械器具製造業 31 精密機械器具製造業 32 その他の製造業 G 電気・ガス・熱供給・水道業 33 電気業	34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業 H 情報通信業 37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業 I 運輸業 41 映像・音声・文字情報制作業 42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 J 卸売・小売業 49 各種商品卸売業 50 繊維・衣服等卸売業 51 飲食料品卸売業 52 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 53 機械器具卸売業 54 その他の卸売業 55 各種商品小売業 56 織物・衣服・身の回り品小売業 57 飲食料品小売業 58 自動車・自転車小売業 59 家具・じゅう器・機械器具小売業 60 その他の小売業 K 金融・保険業 61 銀行業 62 協同組織金融業 63 郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関 64 貸金業、投資業等非預金信用機関 65 証券業、商品先物取引業 66 補助的金融業、金融附帯業 67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	L 不動産業 68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 M 飲食店、宿泊業 70 一般飲食店 71 遊興飲食店 72 宿泊業 N 医療、福祉 73 医療業 74 保健衛生 75 社会保険・社会福祉・介護事業 O 教育、学習支援業 76 学校教育 77 その他の教育、学習支援業 P 複合サービス事業 78 郵便局(別掲を除く) 79 協同組合(他に分類されないもの) Q サービス業(他に分類されないもの) 80 専門サービス業(他に分類されないもの) 81 学術・開発研究機関 82 洗濯・理容・美容・浴場業 83 その他の生活関連サービス業 84 娯楽業 85 廃棄物処理業 86 自動車整備業 87 機械等修理業(別掲を除く) 88 物品賃貸業 89 広告業 90 その他の事業サービス業 91 政治・経済・文化団体 92 宗教 93 その他のサービス業 94 外国公務 R 公務(他に分類されないもの) 95 国家公務 96 地方公務 S 分類不能の産業 99 分類不能の産業
--	---	--